

日本学生支援機構貸与型奨学金：異動・継続・返還について

(1)異動手続きとは

- ・機構に登録されている各種情報を変更することを「異動手続き」と言います。
一度採用者となった後も、貸与月額や振込口座など、ある程度の情報は変更可能です。
(変更手続きの用紙は学生課窓口にて配付します。)
- ・基本的に「返還誓約書」を提出した後でないと、各種届出はできません。
また、次の事項が自身に発生する(した)場合、速やかに届出が必要です。

異動の内容	所定の手続きをしないと・・・
大学を休学・退学する	機構の規定により、休学または退学の時点で振込みを止めなくてはならない。連絡が遅れると、余分な振込みが発生し、場合によっては返金することになる。
学費未納により除籍となる	機構の規定により、除籍となった時点で振込みを止めなくてはならない。学費延納、分納制度があるので、早めに学生課窓口にご相談すること。
奨学金を途中で辞退する 奨学金が途中で廃止となる 留年となる 大学院へ進学する	奨学金の返還開始は貸与終了より7か月後となっているため、返還猶予の手続きをしないと在学中から返還が始まることになる。
氏名が変わる	機構の登録と氏名(特に振込口座)が異なる場合、内容不一致により、振込みが止まる可能性がある。
学部・学科が変わる (転学部・転学科)	今後、機構から発行される各種書類が古い情報のまま作成され、配付の際に混乱が生じる恐れがある。
海外の大学へ留学する (休学または空セメ)	休学の場合・・・通常の休学と同じく、振込みを止めなくてはならない。 空セメの場合・・・「空セメ」とは授業を履修しないセメスターのことを言います。授業を履修していなくても在学中と同じ扱いとなるため、振込みを止める必要はない。ただし、継続手続きも同様に必要になるため、事前に学生課窓口へ相談すること。

(2)任意の変更が不可、または変更できない項目

- ・第二種から第一種への変更を希望する場合は、第一種の新規出願が必要です。新年度の4月に改めて出願してください。なお、第二種は第一種が採用になった場合に、辞退の手続きをしてください。
- ・採用時に機構に登録された個人情報(電話番号、メールアドレス等)は、貸与中は基本的に変更できません。ただし住民票の住所と、それに伴う固定電話番号の変更のみ、随時変更を受け付けています。(これとは別に、大学への住所変更届出も併せて行ってください。)
- ・貸与が終了、または終了間近になると、いくつかの項目が変更できなくなります。特に利率の算定方法(利子の付け方)など、返還に関する項目は事前に見直してください。
- ・返還時の割賦方法(分割払いの方法)は、採用時に選択したものを変更できません。

日本学生支援機構貸与型奨学金：継続手続きについて

(1) 手続きはいつごろなのか

年1回(12月～1月にかけて)、「奨学金継続願」の手続きを行う必要があります。奨学金担当からの継続案内がありますので、ホームページまたは学内掲示板を必ず確認してください。

(2) どのように行うのか

インターネット上の手続きとなります。

機構が開設している奨学金ポータルサイト「スカラネット・パーソナル」から、奨学生個別のページにログインし、そこからの届出となります。

【注意】

「スカラネット・パーソナル」とは、申込時に利用する「スカラネット」とは別のシステムで、採用後から利用できるサイトとなります。初めて利用する際は、「新規登録」が必要です。採用後に各自で、今後ログインする際に必要なユーザID・パスワードについて、自身で任意の内容を設定します。
定期的に再設定も必要のため、ご注意ください。

URL <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



誤った内容で届出してしまうと、後々の回復作業に手間がかかってしまうので、継続願の「入力準備用紙」を事前に作成し、それを基に手続きを行うようお願いいたします。

(3) 手続きを行わなかった場合はどうなるのか

- ・手続きを怠った場合、奨学金が「廃止」となります。当該年度3月までで奨学金の受給が終了となり、返還手続きが求められます。
- ・また逆に、手続きを行えば必ず継続されるわけでもありません。人物・健康・学業・経済状況などを総合的に審査し、その上で学業不振者・素行不良者に対しては、「警告」、「停止」、「廃止」などの措置が取られることがあります。

(4) 4月以降の手続きについて

《継続》 通常通り振り込まれます。(4月の振込日は21日頃です。ご注意ください。)

《警告》 通常通り振り込まれますが、機構から学生宛の通知文が大学に送られてきます。届き次第、通知文を郵送しますので内容をご確認ください。

《停止または廃止》

4月分の振込みはありません。その後の対応については学生課窓口にてご相談ください。

日本学生支援機構貸与型奨学金：返還手続きについて

(1)返還の開始時期・分割方法について

- ・返還の開始は、貸与終了の翌月から数えて7か月目から、と定められています。3月で卒業・修了の場合、その年の10月から開始となります。これは途中辞退や、退学による貸与終了の場合も同様です。特に途中辞退の場合は、「在学猶予願」→下記(3)参照を提出しないと、在学中から返還が始まることになるので、十分ご注意ください。
- ・返還は貸与総額に応じて、機構が自動的に設定した割賦(分割)方法・返金額で実施されます。割賦方法は「月賦返還(月賦払い)」と「併用返還(月賦・半年賦の併用)」の二通りがあり、採用時(返還誓約書の作成時)に、いずれかを選択することになっています。これは一度選択すると、後日の変更ができないので、ご注意ください。
- ・貸与終了の前後で、返還用の口座である「リレー口座」を設定していただきます。(設定用紙は奨学金窓口で配付しますが、手続きは金融機関の窓口で行なっていただきます。)

(2)延滞してしまった場合

- ・リレー口座を設定していない、または残高不足で引き落としができなかった場合、「延滞」となります。延滞金が発生する他、一定期間、延滞が続いてしまった場合、機構から「個人情報機関」に個人情報が提供され、消費者ローンが組めなくなる、クレジットカードの使用が停止される、といった処置が取られる恐れがあります。十分ご注意ください。

(3)返還の猶予

- ・貸与終了後も引き続き在学中の場合(途中辞退や大学院への進学、留年する場合など)は、「在学猶予願」を提出することで、返還開始を待ってもらうことができます。こちらは貸与終了後の翌月以降、各自スカラネット・パーソナル上で届出してください。
- ・卒業生も経済的に返還が困難であると判断されれば、返還猶予が可能です。日本学生支援機構の奨学金相談センターまで直接お問合せください。

(4)返還時の利率について(第二種奨学金のみ)

- ・第二種奨学金の返還時の利率は、貸与終了後に決定されます。
- ・返還手続き説明会で配付される「貸与奨学金返還確認票」には、上限利率の3.0%で仮の記載・計算がされています。現在の利率については、機構ホームページをご参照ください。

URL <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/riritsu>

(5)より具体的な返還計画の試算について

- ・機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面から、返還計画の試算が可能です。特に第二種奨学金の場合、返還時の利率を細かく設定して試算することができますので、積極的に利用し、参考にしてください。

URL <http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>